

第1回滋賀県公益認定等委員会議事録

1 日 時 平成20年8月27日(水)14:00～16:00

2 場 所 県庁本館4-A会議室

3 出席者 委員：飯野委員、北村委員、筒井委員、中委員、盛武委員
事務局：総務部長、総務課長、総務課職員5名

4 議 事

- (1) 公益法人制度改革の概要および滋賀県公益認定等委員会の業務について
- (2) 滋賀県所管の公益法人の現状について
- (3) 滋賀県公益認定等委員会の運営について
- (4) 今後のスケジュール(案)について

5 審議経過

(1) 委嘱状交付

(2) 総務部長あいさつ

(3) 委員紹介

[概要]

事務局から各委員を紹介

(4) 委員長選出

[概要]

滋賀県公益認定等委員会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により北村委員を委員長に選任

[委員長挨拶]

委員長の就任に当たり3点お願いしたい。まず、今回の公益法人改革は歴史的なものであり、その趣旨にのっとった運営を皆さんにお願いしたい。今までは、主務官庁制であったが、今回の改革の目的は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業を増進することであり、NPO法の制定で踏み出したものが、今回の改革でさらに大きくなるようにしていきたい。

2番目は、法令やガイドラインの解釈をふまえつつ、「公益とは何か」ということを広く社会に普及していくことを併せ持ちながらこの委員会の役割を果たしていきたい。

3番目は、この委員会の独立性は高く、これにふさわしい運営を事務局を含め皆さんにお願いしたい。

(5) 委員長職務代理者指名

[概要]

滋賀県公益認定等委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員長が盛武委員を委員長職務代理者に指名

(6) 公益法人制度改革の概要および滋賀県公益認定委員会の業務について

[概要]

事務局から「滋賀県公益認定等委員会について（資料3）」および「民による公益の増進を目指して（内閣府公益認定等委員会作成）」について説明した。

[質疑等]

（委員）

移行期間中に既存の一般社団・財団法人になるときの認可について説明されたが、新設法人の場合は登記だけで法人になれることに変わりはないか。

（事務局）

基本的に一般社団・財団法人の設立に当たっては、行政の関与はないが、特例民法法人が一般社団・財団法人に移行するに当たっては、法人移行時に所有する財産を適正に処理してもらうため認可が必要になってくる。

（委員）

新制度において、財団法人の評議員は誰が選ぶことになるのか。

（事務局）

法律上決まった方法はないが、例えば評議員会が自ら選ぶ方法や、第三者機関を設け選ぶ方法が国で検討されている。

（委員）

評議員が全員交代する場合に、当該の評議員会が次期評議員まで決めるのはおかしいのではないか。

（事務局）

一つの方法として考えられものであるが、どういう方法が適当かは、国の動向を見極めていきたい。

（委員）

公益認定の要件である「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の「不特定」と「特定」の線引きはどうなるのか。

（事務局）

NPO法人のときもそういった議論はあったが、個人の対応であれば特定になるが、その集まりであれば不特定になる。そういった議論は、次回のガイドラインでお願いしたい。

（委員）

「不特定多数」の反対は「特定多数」との解釈でよいのか。

(事務局)

国では、よく「共益」と「不特定多数」を対にして使われている。

(委員)

「不特定で、かつ、多数」の関係だと思う。

(委員)

個人住民税の寄附優遇措置に関して、県は条例改正を行うのか。

(事務局)

税政課で対応しているところであり、市町と調整しながら現在検討中である。

(7) 滋賀県所管の公益法人の現状について

[概要]

事務局から「滋賀県の所管公益法人の概況について(資料4)」について説明

[質疑等]

(委員)

市町村合併と公益法人数の増減は関係するのか。

(事務局)

シルバー人材センター等の市町村ごとに設けられていた法人が、市町村合併により統合され全体として法人数が減少している。

(委員)

特例民法法人で、移行時期が未定の団体の見通しはどうか。今年度に前倒しされることはあるのか。

(事務局)

「ガイドラインの内容が複雑で移行に時間を要する。」と言っている法人もあり、感覚的ではあるが、全体的に遅れのではないかと考えている。

(委員)

他団体の様子を見ていて、移行期間ギリギリに申請してもらっても困る。公益の認定に当たってはキャッチボールも必要になってくるので、余裕をもって申請してもらうことが必要ではないか。

(事務局)

各府県にある同種の団体は、まず全国組織が申請し、各府県の団体が続くことになると思う。

(委員)

公益法人の団体から様々な要望が出されているが、そういったことがガイドライン等に反映されてから申請を行う団体もあると思う。

(委員)

10億円以上の収入のある法人は、どのような法人か。

(事務局)

滋賀県環境事業公社等の県出資法人が中心である。

(8) 滋賀県公益認定等委員会の運営について

[概要]

事務局から「滋賀県公益認定等委員会運営要領(案)(資料5)」、「滋賀県公益認定等委員会傍聴要領(案)(資料6)」および「公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について(案)(資料7)」について説明

[質疑等]

(委員)

委員会条例第8条の専門委員と第10条の部会からの意見に、委員会は拘束されるのか。また、専門委員は委員が就任するのか、あるいは、委員以外の者から任命されるのか。

(事務局)

専門委員や部会からの意見は尊重してもらいたい、拘束されるものではない。ただ、現時点では、専門委員や部会の設置が必要な場面は想定していない。

専門委員は、当委員会の委員とは別の人を任命することになる。

(委員)

主務官庁が現在の民法法人に対して今までに行ってきた立入調査の結果等を、この委員会が確認する権限はあるのか。

(事務局)

県所管法人であれば、県の所管課に請求すれば見ることはできる。法人からの申請のときに、添付してもらおうとも考えられる。

(委員)

公益認定を行った後、法人の実際の活動に公益性があるか否かについて疑義が生じたときは、委員会でチェックしていくことになるのか。

(委員)

事業報告が毎年出てくるが、これらの確認をこの委員会とするのか。

(事務局)

確認することになる。

(委員)

法人の設立時には定款内容が法令に違反していなくても、その後の法改正により抵触していることもある。また、法人の設立目的が、設立当時の社会情勢に照らせば合致していても、現在では意味をなさないものもある。公益法人の歴史を見ていかないと、認定も難しいのではないかと。そういったことも、この委員会ではチェックしていかなければならない。

(委員)

この委員会の公開・非公開の判断はどこですか。公開基準の策定も必要になるのではないかと。

(事務局)

この場で、次回委員会の公開・非公開を決定することになる。ただ、この委員会では、法人の内部情報を取り扱うことになるため、非公開を原則としている。

(委員)

公益法人に対するセミナーの講師を引き受けることは、中立性・公平性から問題があるのか。また、個別の法人から相談を受けることも適当ではないのか。

(事務局)

一般論を話すのであれば、問題はない。ただ、あまり個別の法人と関わりは深く持ってもらいたくない。個別の案件については、その都度事務局と相談していただきたい。

(委員)

運営要領第8条と傍聴要領第5条の見出しは、条例に合わせるべきではないか。また、傍聴要領第1条に見出しがいないのではないかと。

(事務局)

運営要領第8条と傍聴要領第5条の見出しは「(雑則)」とする。傍聴要領第1条の見出しとして「(趣旨)」を加える。

[審議結果]

「滋賀県公益認定等委員会運営要領」および「滋賀県公益認定等委員会傍聴要領」は委員指摘のとおり修正を行うことで、「公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について」は原案どおりで確認を得た。

(9) 今後のスケジュール(案)について

[概要]

事務局から「今後のスケジュール(案)(資料8)」について説明

[質疑等]

(委員)

PICTISは、県が立ち上げるのか。

(事務局)

国が開発したシステムに、県と申請者がアクセスし利用することになる。

(委員)

10月16日の法人向け説明会は、内閣府公益認定等委員会と共催になるのか。そうで

あるのなら県もこれに対応させる必要があるのではないか。「滋賀県」と「滋賀県公益認定等委員会」の使い分けが必要になるのではないか。

(事務局)

当委員会は、あくまでも知事の附属機関であり、行政委員会のように独立した組織ではない。他府県でも、府県が主体となっている。具体的な対応は、もう少し検討していきたい。

(委員長)

次回委員会は、公開とすることでよいか。

(各委員)

異議なし

(委員長)

他府県ではガイドラインの検討を数回にわたって行っている。次回委員会では、こういったことを踏まえ、3時間ぐらい時間をとっていただきたい。

[審議結果]

次回委員会を公開することで確認を得た。

(10) その他

総務課長から閉会のあいさつ